

介護保険負担限度額認定について ～申請フローチャート～

対象となる介護保険サービス※を利用していますか？また利用する予定はありますか？

※介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）に入所

またはショートステイの利用

有料老人ホーム、ケアハウス、グループホーム等は減額の対象外です。

はい、利用中です。
(利用予定があります。)

いいえ、利用していません。
(利用予定はありません。)

申請は不要です。

本人・配偶者・同一世帯全員が住民税非課税ですか？
※配偶者には、事実上の婚姻関係にある者も含みます。

全員が非課税です。

いいえ、課税者がいます。

非該当です。
(要件を満たさないため)

本人及び配偶者の持つ預貯金等（資産）の合計が、基準額以下ですか？
基準額については次ページをご覧ください。

いいえ、基準額以上です。

負担限度額認定の対象者です。

申請書類を介護保険課窓口へ提出または郵送してください。

資産要件の基準額

利用者負担段階	対象者	預貯金等の合計額	
		単身	夫婦
第1段階	生活保護受給者	なし	
	世帯全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が 年額80.9万円以下 (※令和8年8月から基準の見直しにより、年額 82.65万円以下となります)	650万円以下	1,650万円以下
第3段階①	本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が 年額80.9万超120万円以下 (※令和8年8月から基準の見直しにより、年額 82.65万超120万円以下となります)	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②	本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が 年額120万円超	500万円以下	1,500万円以下

第2号被保険者（40歳～64歳の方）	
単身	夫婦
1,000万円以下	2,000万円以下

※ 第2号被保険者（40歳～64歳の被保険者）は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産要件が
単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下が対象となります。

預貯金等に含まれるものの詳細

預貯金（普通・定期）	○	通帳の写し (インターネットバンクであれば 口座残高ページの写し)
有価証券（株式・国債・地方債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の 口座残高によって時価評価額が容易に 把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の 口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金（現金）	○	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	○	金銭消費貸借契約書など
生命保険	×	—
貴金属（腕時計・宝石などの時価評価額 の把握が困難であるもの）	×	—